

(別紙)

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

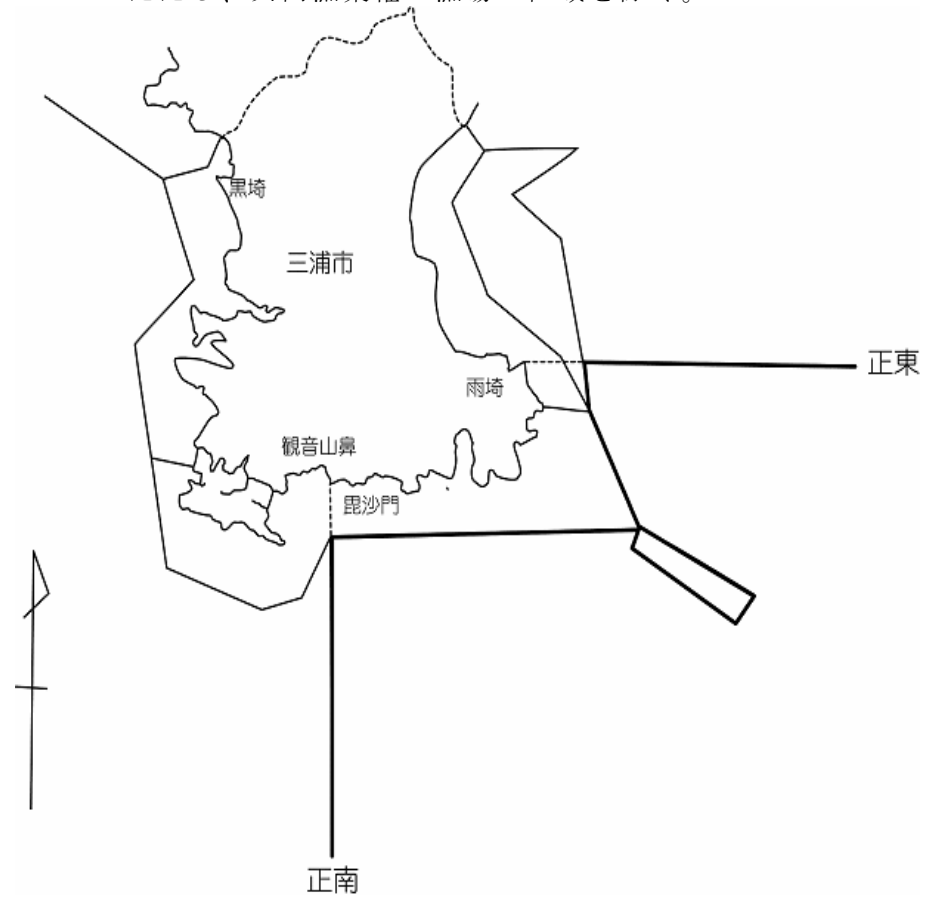
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
ひらめ一枚網漁業	8	定めなし	三浦市南下浦町金田雨埼より正東の線から同町毘沙門観音山鼻より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	12 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで	三浦市南下浦町松輪に漁業根拠地を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1. 目合 15cm 以上 2. 網丈 4.5m 以下	令和 8 年 9 月 7 日から同年 10 月 6 日まで	令和 8 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日まで

同上	1	同上	同上	同上	三浦市南 下浦町毘 沙門に漁 業根拠地 を有して いる者	同上	同上	同上
	1					漁具の規模は次のと おりとする。 1. 目合 15cm 以上 2. 網丈 4.5m 以下 3. 使用船舶は 2 隻同 時に使用してはな らない		

操業区域

三浦市南下浦町金田雨埼より正東の線から同町毘沙門観音山鼻より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。



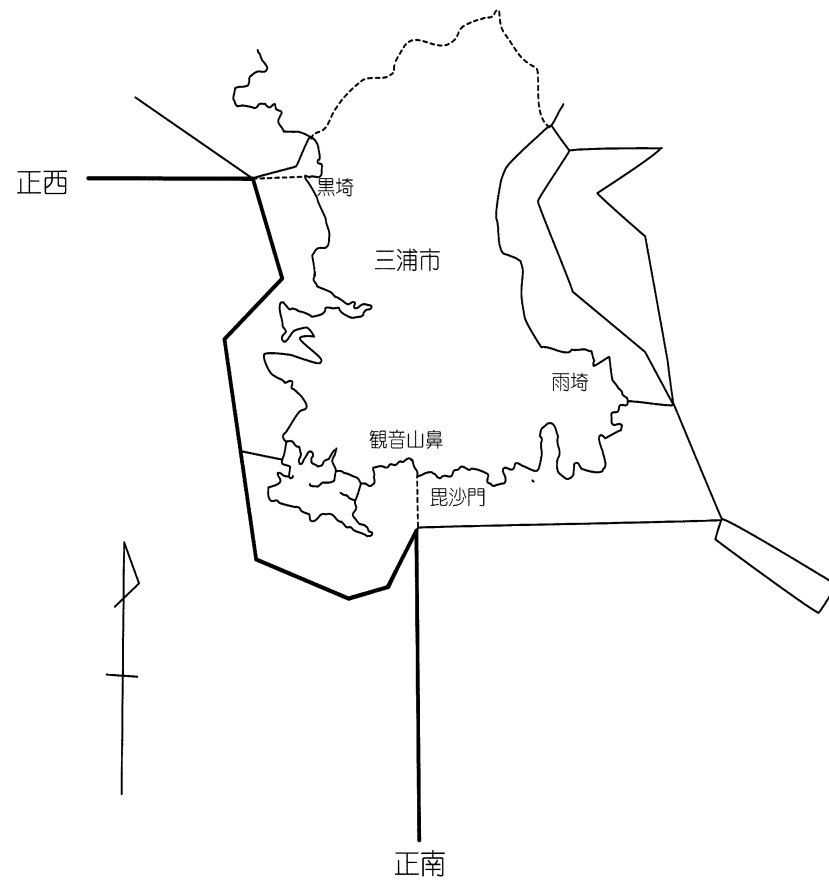
同上	1	同上	三浦市南下浦町毘沙門観音山鼻より正南の線から同市初声町黒埼より正西の線に至る神奈川県海面。 ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	12月1日から翌年5月31日まで ただし、三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、三浦市初声町黒埼より正西の線に至る神奈川県海面にあっては、12月1日から翌年4月30日までとする	三浦市晴海町に漁業根拠地を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1. 目合 15cm 以上 2. 網丈 4.5m 以下	同上	同上
同上	1	同上	同上	11月1日から翌年4月30日まで ただし、三浦市南下浦町毘沙門観音山鼻より正南の線から同市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上と	三浦市三崎町諸磯に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上

				の見通し線に至る神奈川県海面にあっては、12月1日から翌年4月30日までとする				
同上	5	同上	同上	12月1日から翌年5月31日まで ただし、三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、三浦市初声町黒崎より正西の線に至る神奈川県海面にあっては、12月1日から翌年4月30日までとする	三浦市三崎町城ヶ島に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上

操業区域

三浦市南下浦町毘沙門観音山鼻より正南の線から同市初声町黒埼より正西の線に至る神奈川県海面。

ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。

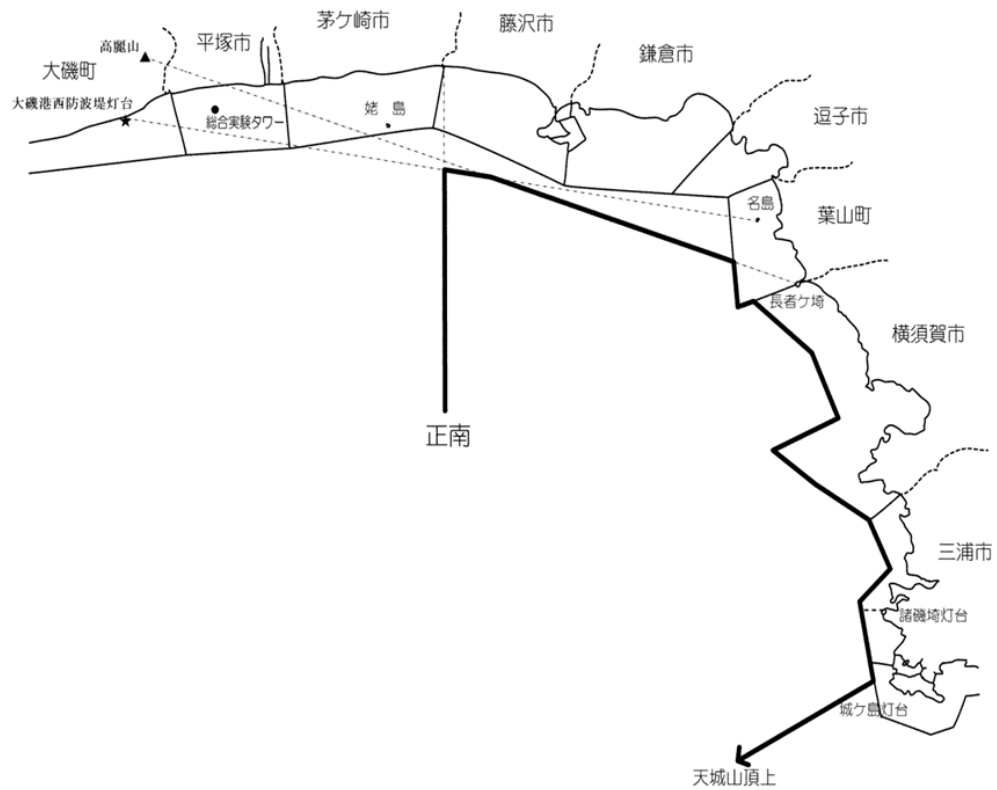


同上	13	同上	三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日まで	横須賀市長井に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上
----	----	----	---	------------------	---------------------	----	----	----

操業区域

三浦市三崎町城ヶ島灯台と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。

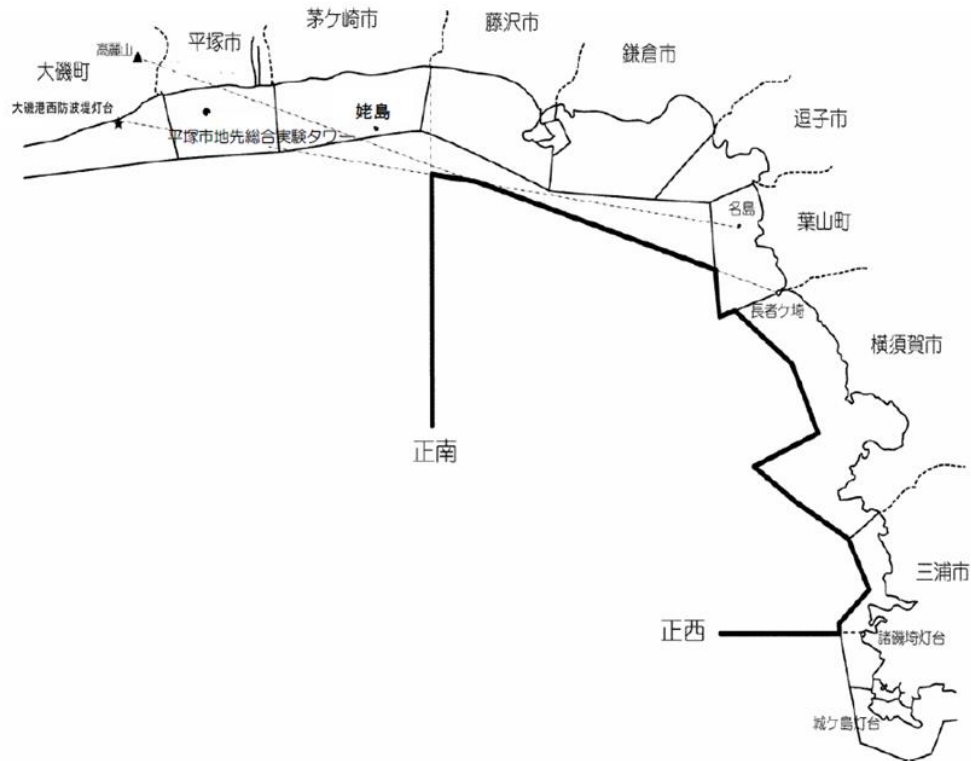


同上	6	同上	三浦市三崎町諸磯埼灯台より正西の線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の３点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。	同上	横須賀市 佐島又は 秋谷に漁 業根拠地 を有して いる者	同上	同上	同上
----	---	----	--	----	---	----	----	----

操業区域

三浦市三崎町諸磯埼灯台より正西の線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



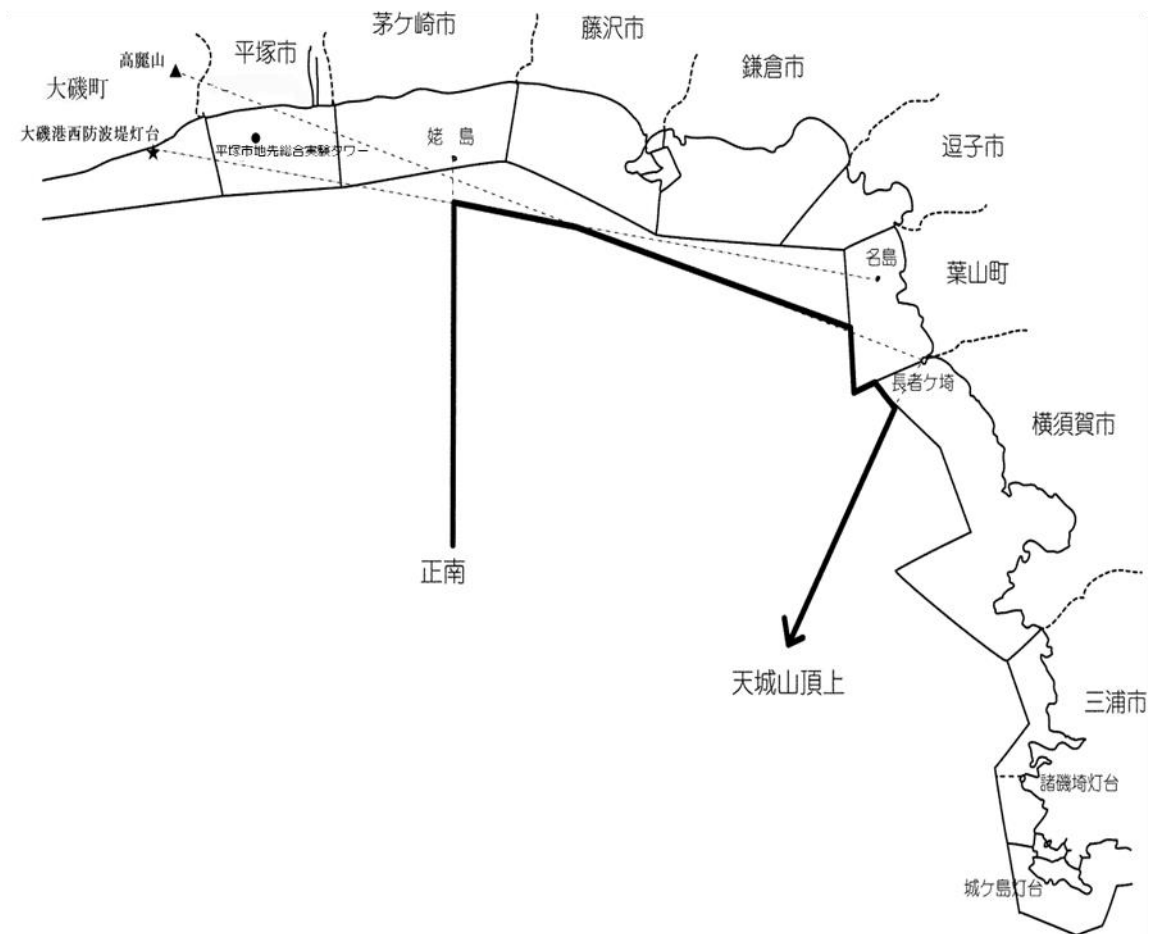
同上	2	同上	横須賀市秋谷長者ヶ埼突端と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。	同上	三浦郡葉山町に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上
同上	5		同上	同上	逗子市小坪に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上

同上	6	同上	同上	同上	鎌倉市腰越に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上
同上	5	同上	同上	同上	藤沢市江の島、片瀬海岸、片瀬に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上

操業区域

横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と静岡県伊豆市天城山頂上との見通し線から、茅ヶ崎市地先姥島頂上より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。

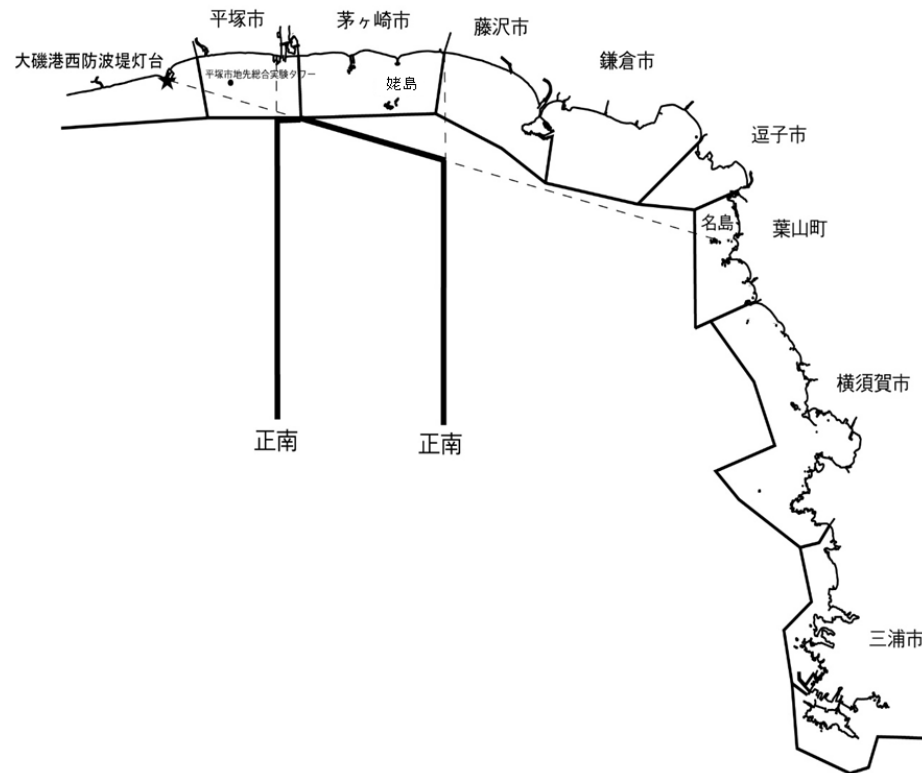


同上	5	同上	茅ヶ崎市、藤沢市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線から、平塚新港南防波堤南端より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線以北の区域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日まで ただし、平塚市地先にあつては12月1日から翌年3月31日までとする	茅ヶ崎市に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上
----	---	----	--	--	-------------------	----	----	----

操業区域

茅ヶ崎市、藤沢市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線から、平塚新港南防波堤南端より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線以北の区域及び共同漁業権の漁場の区域を除く。

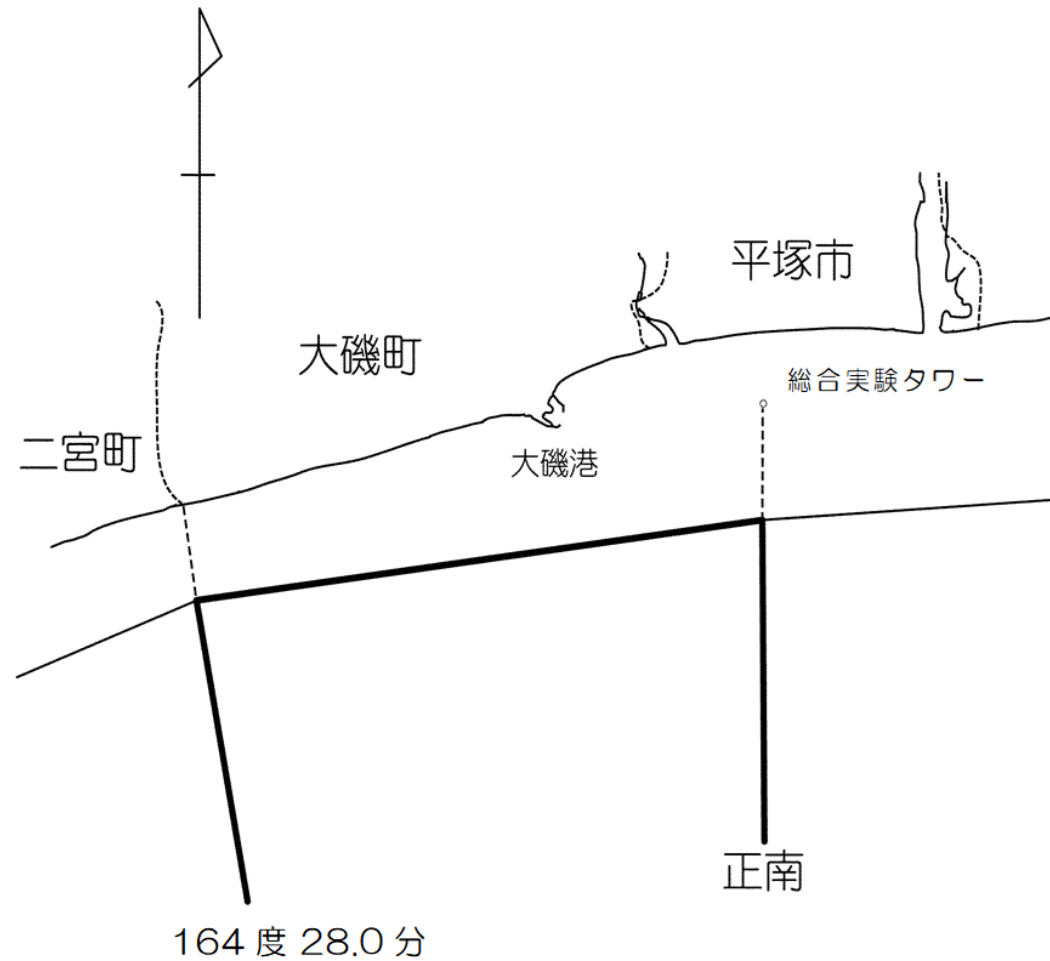


同上	7	同上	平塚市地先総合実験タワーより正南の線から中郡大磯町、同郡二宮町境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位164度28.0分の線に至る神奈川県海面。 ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	同上	中郡大磯町に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上
----	---	----	---	----	--------------------	----	----	----

操業区域

平塚市地先総合実験タワーより正南の線から中郡大磯町、同郡二宮町境界線と最大高潮時海岸線との交点より真方位164度28.0分の線に至る神奈川県海面。

ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。



かます一枚網漁業	2	同上	藤沢市江の島湘南港灯台より正南の線から藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。 ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線以北の区域を除く。	6月1日から11月30日まで	藤沢市江の島、片瀬海岸、片瀬に漁業根拠地を有している者	1. 漁具の規模は次のとおりとする。 (1) 目合 3 cm 以上 (2) 網丈 6m 以下 (3) 網 1 反の長さ 120m 以下 (4) 1 統の網の使用反数 15 反以下 2. 網の張立時間は、午前 3 時から午前 10 時までとする。	同上	(許可日) から令和 13 年 5 月 21 日まで
----------	---	----	--	----------------	-----------------------------	--	----	----------------------------